

第二十六回国会 衆議院 商工委員会議録第三十五号

昭和三十三年五月七日(火曜日)
午後四時三十二分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事小笠 久雄君 理事笹本 一雄君

理事西村 直己君 理事加藤 清二君

理事松平 忠久君

阿左美廣治君 内田 常雄君

岡崎 英城君 川野 芳満君

菅 太郎君 佐々木秀世君

椎名悦三郎君 島村 一郎君

首藤 新八君 鈴木周次郎君

田中 角榮君 南 好雄君

村上 勇君 春日 一幸君

片島 港君 佐竹 新市君

田中 武夫君 田中 利勝君

多賀谷眞穂君 中崎 敏君

永井勝次郎君 帆足 計君

水谷長三郎君 八木 昇君

出席國務大臣

通商産業大臣 水田三喜男君

出席府委員

通商産業政務次官 長谷川四郎君

通商産業事務官 松尾 金藏君

(大臣官房長)

中小企業庁長官 川上 爲治君

通商産業事務官(中小企業庁振興部長) 今井 善衛君

委員外の出席者

議員 奥村又十郎君

議員 小山 長規君

専門員 越田 清七君

五月七日

委員平野三郎君及び鈴木義男君辭任

につき、その補欠として鈴木周次郎君及び八木昇君が議長の指名で委員に選任された。

五月六日

中小企業団体系等制定に関する陳情書外一件(布施商工会議所会頭森田鎌三外一名(第八五五号))

小売市場の乱立防止に関する陳情書(名古屋市會議長鈴木脇藏外四名)(第八五六号))

中小企業対策に関する陳情書(名古屋市東区東大曾根町二の一六愛知県建設事業協同組合連合会長姫野勘治郎(第八五七号))

電気料金値上げ反対に関する陳情書外一件(高田市會議長大島精一郎外八名(第八六〇号))

緊急停電処理に関する陳情書(直江津市會議議長梅沢佐吉(第九二〇号))

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

中小企業団体系案(内閣提出第一三〇号)

中小企業団体系の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一五二二号)

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案起草の件

○福田委員長 これより會議を開きます。

中小企業団体系案、中小企業団体系の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、以上兩案を一括議題といたします。

兩案に対する質疑はすでに終局いたしておりますが、ただいま小笠公昭君外七名より、自由民主党及び日本社会党兩派共同提案にかかる、中小企業団体系案に対する修正案及び中小企業団体系の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する修正案が提出せられました。両修正案は諸君のお手元にたまたま配付いたしました通りであります。

この際提出者の趣旨弁明を求めます。小笠公昭君。

提出者

小笠 公昭 小笠 久雄

首藤 新八 西村 直己

春日 一幸 多賀谷眞穂

永井勝次郎 水谷長三郎

中小企業団体系案に対する修正案

中小企業団体系案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

中小企業団体系の組織に関する法律

第三條第一項中第二号を第四号とし、以下順次二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 事業協同小組合

三 火災共済協同組合

第四條中「事業協同組合」の下に「事業協同小組合、火災共済協同組合」を加える。

第十一條第二号中「事業協同組合」の下に「事業協同小組合」を加える。

第十七條第五項中「第九條の二第三項から第六項まで」を「第九條の二第二項、第四項から第八項まで」に改める。

第二十九條第一項中「商工組合の代表者」の下に「(その商工組合が会員となつてゐる商工組合連合会の代表者を含む)」を加え、「その交渉に應ずる」に「誠意をもつて措置しなければならない」を加え、「正当な理由がない限りその交渉に應じなければならない」に「資格事業を営む者」を加え、「資格事業を営む者」を「農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合及びこれらに類するもので政令で定めるもの並びに資格事業を営む者」に改め、同條第二項中「商工組合の代表者は」の下に「調整規程が設定又は変更される前にその案に係る調整事業に関し」を加える。

第四十二條第三項を第四項とし、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

三 主務大臣は、前項第一号に適合してゐるかどうかについて中小企業安定審議会に諮問して定める判定の基準に従わなければならない。

第四十七條第二項及び第三項中「第二十七條の二第三項及び第四項」を「第二十七條の二第四項から第六項まで」に、「中小企業団体系」を「中小企業団体系の組織に関する法律」に改め、同條第三項中「協同組合法第六十二條」を「協同組合法第六十二條第一項及び第二項」に、「第六十八條」を「第六十八條第一項」に改める。

第五十四條中「中小企業団体系」を「中小企業団体系の組織に関する法律」に改め、「事業協同組合登記簿、火災共済協同組合登記簿」を加える。

第五十五條第二項中「組合員以外」の「の」の下に「(第四項の規定により認証を受けた者を除く)」を加え、「十五日」を「二十日」に改め、第三項の次に次の五項を加える。

4 第一項の規定による命令があつたときは、その命令の対象となつた中小企業者のうちその商工組合に加入することに支障がある者は、その命令があつた日から起算して二週間以内に行政府にその旨の認証を求めることができる。この場合において当該行政庁は、その認証を第一項の規定による命令の実施の日から二十日以内にしなければならない。

5 前項の規定により認証を受けた者は、その商工組合の行う調整事業に係る制限に従わなければならない。

6 商工組合は、前項の規定の適用を受ける者に対し、その商工組合の調整規程で定める例に従ひ、その調整事業に係る制限を実施するため必要な限度において、検査する

がある者は、その旨を書面をもって主

務大臣に申し立てをすることができ
ることとするのであります。

以上が修正案の要旨であります
が、これが提出の理由につきましては、
すでに累次の委員会においてその論議を
重ねられて当然御承知のことだと思
いますので、省略いたします。

○福田委員長 ただいまの両修正案に
対しては別段委員の質疑もないよう
であります。

引き続きこれより討論に入るわけ
であります。別段討論もないようであ
りますので、直ちに採決をいたしたい
と思ひますが、これに御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○福田委員長 御異議なしと認めま
す。

それではこれより採決に入ります。
まず中小企業団体系法に対する修正
案について採決いたします。本修正案
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○福田委員長 起立総員。よつて本修
正案は可決せられました。

次に本修正部分を除いた原案につ
いて採決いたします。これに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○福田委員長 起立総員。よつて中
小企業団体系法は両派共同提案にか
かる修正案のごとく修正議決すべき
ものと決しました。

次に中小企業団体系法の施行に伴
う関係法律の整理等に関する法律案
に対する修正案について採決いたし
ます。本修正案に賛成の諸君の起立
を求めます。

〔総員起立〕

○福田委員長 起立総員。よつて本修
正案は可決せられました。

次に本修正部分を除いた原案につ
いて採決いたします。これに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○福田委員長 起立総員。よつて中
小企業団体系法の施行に伴う関係法
律の整理等に関する法律案は、両派
共同提案にかかる修正案のごとく修
正議決すべきものと決しました。

松平忠久君外八名より、中小企業
等協同組合法の一部を改正する法律
案起草に關し提案がなされておられ
ます。この際松平君に発言を許すこ
とにいたしますが、その前に念のため
申し上げておきます。すなわち、松
平君外八名より提出されました、
両党間の話し合いの結果を成文化し
た法律案の案文を、ただいま各位の
お手元にお配りしておりますが、そ
の印刷物中の正誤も同時に配付して
おりますので御了承願ひます。それ
では松平忠久君。

動議提出者

松平 忠久 小笠 公昭
小平 久雄 首藤 新八
西村 直己 春日 一幸
多賀谷眞登 永井勝次郎
水谷長三郎

中小企業等協同組合法の一部を改
正する法律案
中小企業等協同組合法の一部を改
正する法律
中小企業等協同組合法（昭和二十
四年法律第八十一号）の一部を次
の通りに改正する。
目次中「第二十三條の二」を「第二
十三條の三」に改める。

第三條第一号の次に次の二号を加
える。

一の二 事業協同小組合
一の三 火災共済協同組合
第六條第一項第一号の次に次の二
号を加える。

一の二 事業協同小組合にあつて
は、協同小組合
一の三 火災共済協同組合にあつ
ては、火災共済協同組合

第六條第一項第三号中「協同組
合」の下に、協同小組合、火災共済
協同組合を加える。
第六條第二項中「事業協同組合、」
の下に「事業協同小組合、火災共済
協同組合、」を加える。

第七條第一項のうち、第二号中
「前号」を「前二号」に改め、同号を第
三号とし、第一号中「事業協同組合」
の下に「火災共済協同組合」を加
え、同号の次に次の一号を加える。
二 事業協同小組合
第八條のうち、第一項中「又は」を
「若しくは」に改め、「事業者」の下に
「又は事業協同小組合」を加え、第二
項から第四項までを順次二項ずつ繰
り下げ、第一項の次に次の二項を加
える。

2 事業協同小組合の組合員たる資
格を有する者は、組合の地区内に
おいて主として自己の勤勞によつ
て商業、工業、鉱業、運送業、
サービス業その他の事業を行う事
業者であつて、おおむね常時使用
する従業員の数が五人（商業又は
サービス業を主たる事業とする事
業者については二人）をこえない
もので定款で定めるものとする。

3 火災共済協同組合の組合員たる
資格を有する者は、組合の地区内
において商業、工業、鉱業、運送
業、サービス業その他省令で定め
る事業を行う前条第一項又は第二
項に掲げるすべての小規模の事業
業者（その地区が全国にわたる組
合にあつては、これらの事業者の
うち、定款で定める一の業種に属す
る事業を行うもの）とする。

第九條の二のうち、見出し及び本文
中「事業協同組合」の下に、及び事業
協同小組合を加え、第四項から第六
項までを順次二項ずつ繰り下げ、第
二項及び第三項を順次一項ずつ繰り下
げ、第一項の次に次の一項を加える。
2 事業協同組合及び事業協同小組
合は、前項第三号の規定により締
結する火災により財産に生ずること
のある損害をりめるための共済
契約においては、共済契約者一人
につき共済金額の総額を三十万円
をこえるものと定めてはならな
い。

第九條の二第四項の次に次の一項
を加える。
5 事業協同組合又は事業協同小組
合の組合員と取引関係がある事業
者（小規模の事業者を除く。）は、
その取引条件について事業協同組
合又は事業協同小組合の代表者
（これらの組合が会員となつてい
る協同組合連合会の代表者を含
む。）が政令の定めるところにより
団体協約を締結するため交渉をし
たい旨を申し出たときは、誠意を
もつてその交渉に応ずるものとす
る。

第九條の二の次に次の一条を加
える。
（あつせん又は調停）
第九條の二の二 前条第五項の交渉
の当事者の双方又は一方は、当該
交渉ができないとき又は団体協約
の内容につき協議が調わないとき
は、行政庁に対し、そのあつせん
又は調停を申請することができ
る。

2 行政庁は、前項の申請があつた
場合において経済取引の公正を確
保するため必要があると認めると
きは、すみやかにあつせん又は調
停を行うものとする。

3 行政庁は、前項の規定により調
停を行う場合においては、調停案
を作成してこれを関係当事者に示
しその受諾を勧告するとともに、
その調停案を理由を附して公表す
ることが出来る。

4 行政庁は、前二項のあつせん又
は調停については、中央中小企業
調停審議会又は都道府県中小企業
調停審議会に諮問しなければなら
ない。

第九條の七の次に次の四條を加
える。
（火災共済協同組合）
第九條の七の二 火災共済協同組
合は、次の事業を行うものとする。

一 組合員のために火災によりそ
の財産に生ずることのある損害
をりめるための火災共済事業
二 前号の事業に附帯する事業

2 火災共済協同組合は、前項の事
業のほか、組合員と生計を一にす
る親族又は組合員たる組合を直接
若しくは間接に構成する者のため

号の事項を、企業組合にあつては「」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済料の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載しなければならない。

第五十一条第三項中「第三項及び第四項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第五十七條の二第四項中「前二条」を「第五十六條及び第五十七條」に改め、同条を第五十七條の三とし、第五十七條の次に次の一条を加える。

(火災共済協同組合の事業方法書等の変更)

第五十七條の二 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更をするには、行政庁の認可を受けなければならない。

第五十七條の三の次に次の二条を加える。

(火災共済協同組合等の事業の譲渡の禁止)

第五十七條の四 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その事業を譲渡することができない。

(火災共済協同組合等の余裕金運用の制限)

第五十七條の五 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 銀行、相互銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合連合会若しくは協同組合連合会等として預金若しくは貯金の受入をすることができるとの預金、貯金又は金銭信託

二 郵便貯金

三 国債、地方債又は省令で定める有価証券の取得

第五十八條第四項中「第五号」を「第六号」に改め、同項の次に次の二項を加える。

5 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

6 前項の責任準備金及び支払準備金に關し必要な事項は、省令で定める。

第六十二條第二項の次に次の二項を加える。

3 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、第一項各号に掲げ

る事由のほか、第六六條の三において準用する保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第十二條第一項の規定により認可を取り消されたときは、これによつて解散する。

4 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六十三條第四項中「第三項及び第四項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第六十八條第一項の次に次の一項を加える。

2 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が第六六條の三において準用する保険業法第十二條第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項の規定及び第六十九條において準用する商法第四百七十七條第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第六十八條の次に次の二条を加える。

(解散後の共済金額の支払)

第六十八條の二 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、總會の決議、第六六條の三において準用する保険業法第十二條第一項の規定による認可の取消又は第六六條第二項の規定による解散命令により解散したときは、共済金額を支払うべき事由が解散の日から九十日以内に生じた共済契約について

ては、共済金額を支払わなければならない。

2 前項の組合は、第六十二條第一項第四号に掲げる事由により解散したときは、その解散の日から火災共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

3 第一項の組合は、同項に掲げる事由により解散したときは、同項の期間が経過した日から火災共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

(財産処分順序)

第六十八條の三 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の清算人は、次の順序に従つて組合の財産を処分しなければならない。

一 一般の債務の弁済

二 共済金額並びに前条第二項及び第三項に規定する共済掛金の支払

三 残余財産の分配

第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿」の下に、事業協同小組合登記簿、火災共済協同小組合登記簿を加える。

第六六條の二の次に次の一条を加える。

(保険業法の準用)

第六六條の三 保険業法第八條、第九條、第十條第二項及び第十二條の規定は、火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会に準用する。この場合において、これらの

規定中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替へるものとする。

第七十七條中「組合の組合員」を「組合(事業協同小組合を除く)の組合員」に改める。

第七十一條第一項第一号中「事業協同組合」の下に、事業協同小組合を、「第九條の九第一項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同条第一項第三号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、通商産業大臣及び大蔵大臣とする。

第七十一條第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県の区域をその地区とする火災共済協同組合については、前項の規定にかかわらず、主務大臣は、政令の定めるところにより、設立の認可その他この法律による権限の一部を都道府県知事に委任するものとする。

第七十四條の二の次に次の一条を加える。

第七十四條の三 次の場合には、火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第五十七條の二の規定に違反して事業方法書、普通共済約款若しくは再共済約款、共済掛金算出方法書若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方

法書に定めた事項を変更したとき。

二 第五十七条の四の規定に違反して組合の事業の譲渡をしたとき。

三 第五十七条の五の規定に違反したとき。

四 第五十八条第五項又は第六項の規定に違反したとき。

五 第六十八条の三の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

六 第六十六条の三において準用する保険業法第八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同法第九條、第十條第二項若しくは第十二條の規定による命令に違反したとき。

第百十五條第二号の二中「第二項」を「第三項」に、「第九條の九第三項」を「第九條の九第四項」に改め、同條第二号の三中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同條第十一号及び第十二号中「第五十七條の二」を「第五十七條の三」に、同條第十三号中「第五十八條」を「第五十八條第一項から第四項まで」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第 号）の施行の日から施行する。

(共済金制の特例)

第二条 この法律の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下「新法」という。）第九條の二第二項

（同法第九條の九第四項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律施行の際現に中小企業等協同組合法第九條の二第一項第三号又は同法第九條の九第一項第四号の規定により火災共済事業を行つてゐる事業協同組合又は協同組合連合会については、適用しない。

（火災共済協同組合への組織変更）
第三条 この法律施行の際現に中小企業等協同組合法第九條の二第一項第三号又は同法第九條の九第一項第五号の規定により火災共済事業を行つてゐる事業協同組合又は協同組合連合会（以下「組合」という。）は、この法律施行の日から一年以内に、總會の議決を経て、その組織を変更し、火災共済協同組合になることができる。

2 前項の議決は、組合員の議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。
3 第一項の總會においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

4 理事は、第一項の總會の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。
5 前項の認可については、新法第二十七條の二第六項（設立認可の基準）及び第百十一條（所管行政庁）の規定を準用する。

6 第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において次条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。
（組織変更の登記）
第四条 組合は、前条第四項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、組合については新法第八十八條の登記を、火災共済協同組合については新法第八十三條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、組合についてする登記については、新法第九十七條第一項及び第二項（解散の登記の申請）の規定を、事業協同組合についてする登記については、同法第九十三條第一項及び第二項並びに第九十四條（設立の登記の申請）の規定を準用する。
（名称）
第五条 この法律施行の際現にその名称中に火災共済協同組合又は火災共済協同組合連合会という文字を用いてゐる者は、この法律の施行後三月以内にその名称を変更しなければならない。

2 新法第六條第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。
（印紙法の改正）
第六条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五條第九号ノ九の次に次の一号を加える。

九ノ十 火災共済協同組合又は中小企業等協同組合法第九條の九第一項第三号ノ事業協同組合連合会ノ発スル火災共済契約証書又ハ再共済契約証書
（臨時金利調整法の改正）
第七條 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号」の下に「又は第三号」を加える。
（輸出入取引法の改正）
第八條 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。
第十九條第一項中「第九條の二第二項及び第四項から第六項まで（事業協同組合）」を「第九條の二第三項及び第六項から第八項まで（事業協同組合及び事業協同小組）」に、「第六十二條から第六十六條まで、第六十八條を（第六十二條第三項及び第四項を除く）」から第六十六條まで、第六十八條第一項に改め、「事業協同組合登記簿」の下に「事業協同小組登記簿、火災共済協同組合登記簿、」を加え、同條第二項中「第九條の二第三項（事業協同組合）」を「第九條の二第四項（事業協同組合及び事業協同小組）」に改める。
（輸出水産業の振興に関する法律の改正）
第九條 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五百十

四号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「（事業協同組合）」を「（事業協同組合及び事業協同小組）」に、「（第六十三條）」を「（第六十二條第三項及び第四項並びに第六十三條に、「第六十八條」を「第六十八條第一項」に、「第九條の九第一項第五号」を「第九條の九第一項第六号」に改め、「事業協同組合登記簿」の下に「事業協同小組登記簿、火災共済協同組合登記簿、」を加える。
（中小企業振興資金助成法の改正）
第十條 中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項第一号中「第九條の九第一項第三号」を「第九條の九第一項第四号」に改める。
（商工組合中央金庫法の改正）
第十一條 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
第三條第三項中「事業協同組合」の下に「事業協同小組」を加える。

○松平委員 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨を御説明申し上げます。本改正案の骨子は、現行法に規定されております事業協同組合等のほか、新たに事業協同小組及び火災共済協同組合の制度を設けようとするものであります。一口に中小企業者と申しましても種々の階層があり、むしろ

（以下省略）

零細とも申すべき経済単位にもなり兼ねるような小規模の商工業もありまして、これら資本性の脆弱な、むしろ生業ともいへば勤労事業を営む者に対しては、格段の助成措置を講ずる必要があるものと考へて、事業協同小組合の制度を新設しようとするものであります。

次に、わが国の損害保険事業は、一部を除いては、少数の営利会社に独占されておまして、ためにその普及率も二〇％内外という、不燃性建築の多い欧米諸国に比してすら、著しく低率であります上に、保険料率もいささか高きに失するため、一般中小企業者は容易に加入し得ない状態に置かれております。

かかる事情のもとに、終戦後、今日に至るまで中小企業者は独自の立場において、自家保険の態勢を確立して参つておるのであります。これが着実な成果を上げていく例が少なくないことをあわせ考へ、火災共済協同組合の制度を法制化しようとするものであります。

本件は、すでに提出されております日本社会党提出の中小企業組織法案に盛り込まれておまして、先刻通過いたしました中小企業団体系案の修正案をまとめる際にも、十分この点を話し合いました結果、事業協同小組合及び火災共済協同組合の構想は、現行中小企業等協同組合法の改正によつて実現させるのが適當であるといふことと、与野党の意見が一致いたしましたのであります。

しかし、協同組合法の改正案は商工委員全員が作成に當ることに取りきめ、本七日その成案を得まして、委員

会提案の形式をもつて、本院に提出し、ここに御審議を願ふこととなつた次第であります。

本改正案の内容につきまして、簡単に御説明いたします。

まず、事業協同小組合につきましては、第一に、組合員の資格は、主として自己の勤勞によつて商工業、鉱業、運送業、サービス業等を行う事業者であつて、使用従業員数は工業等にあつては五人以下、商業その他にあつては二人以下のものであります。

第二は、小組合に対しても事業協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律による商工組合と同様の組合交渉権を手にとともに、行政庁のあつせんまたは調停の規定を設けることとしたのであります。

第三は、政府は、小組合の組合員の助成に關しまして、金融上その他特別の措置を講じなければならぬこととするのであります。

次に、火災共済協同組合につきましては、第一に、組合員の資格は、組合の地区内における中小企業者であることとするのであります。

第二に、出資金の総額は、組合にあつては二百万円、連合会にあつては、五百万円以上とし、組合員数は千人以上を要することとするのであります。

第三は、共済金額の制限であります。すなわち、契約者一人について、百五十万円を限度とし、共済金額の総額は出資、準備金、積立金、支払保証額等の合計額の百分の十五を限度とすることとあります。

なお、事業協同組合及び小組合が福利厚生事業として火災共済契約を締結いたします場合には、契約者一人につ

き、三十万円を限度とし、特例として、以前から火災共済事業を行なつてゐる組合は、これをこえることができることとしております。

第四は、募集の制限についてでありまして、募集に當るのは、当該組合の役員または職員に限ることとすることとあります。

第五は、保険業法の報告徴収、立入検査、監督命令、その他の監督規定を準用することとあります。

第六に、所管行政庁は、通商産業大臣及び大蔵大臣とし、なお、組合設立の認可その他の権限の一部は、これを都道府県知事に委任するものとすることとあります。

以上が本改正案の趣旨であります。何とぞ御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○福田委員長 ただいまの御提案に對しまして別段委員よりの御発言もないやうであります。この際委員外でありますが、議員奥村又十郎君及び議員小山長規君より発言を求められておりますので、これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○福田委員長 御異議なしと認めました。それでは両君に発言を許すことにいたしますが、その発言は申し合せの通り、両君で合せて三十分以内にお願ひいたします。奥村又十郎君。

○奥村又十郎君 ただいまの御提案の法律案について、長い間にわたつて商工委員会の方々が練りに練つて作られた案であります。しかしこの案の内容をみますと、事業協同小組合また火災共済協同組合というやうな重要な規

定が盛り込まれております。これはいわゆる保險業法によるところの保險事業その他の関連と非常に重要な問題があつて、私も十分時間をかけてこの法案の内容をよく検討しなければならぬ、こう考へておつたのであります。大急ぎで十分な審議時間も与えられぬといふことは、はなはだ遺憾であります。せめて大蔵委員会と合同審査をやつて、そうしてこれは完全なものにして一つ通したい、かういふやうに私も思つておりますが、なぜそれがど審議をお急ぎになるか。特にこれは両党お話し合ひではあります。けれども、社会党の皆さんは特に審議の慎重を期せられるお方々です。私も特に保險關係については大蔵委員会においても關係委員御承知の通り過去五年間、この火災共済というやうな問題についてずいぶん検討してきたのであります。従つてせめて大蔵委員会として合同審査を希望しておるのであります。その機会も与へずに、ごくわずかな審議のうちに通そうといふ、その非常な差し追つた事情というものはどういふところにあるか、その点についてまず承わりたい。

○春日委員 これは奥村又十郎君、まことに異様な御質問であります。と申しますのは、火災共済の協同組織を持たせるべきであるといふこの政策につきましては、私どもの党から出してあります中小企業組織法案の中に火災共済協同組合の協同組織がいかにあるべきか、これは明確にそこに入つておるわけでありまして、しかもこれは今次国会においてはたしか二月の十三日に提案をいたしておるわけでありまして、その法案は当商工委員会に付託されま

して、自來数カ月になんなんといはれておるわけでありまして、もしもあなた方において御関心があるならば、また疑義があるならば、この数カ月間に於いて十分あなた方が御発言の御機会があつたかと存するわけでありまして、本日まであえてそのことをなさずして、本日そのやうな御質問をなさるといふことは遺憾千万に存するのであります。

○奥村又十郎君 私は時間の關係でごく簡単にしておきたいと思ひますが、春日君の御答弁には、すでにあなたの方で御提案の法律案があつたと言われるが、しかし今日提案の法律は、今提案理由の説明をされた。この法律案についての審議は今始まつたところですよ。(同じじゃないか)と呼ぶ者あり。いや、その点については、もうこれ以上議論を重ねることはしない。

そこで、お尋ねする点はいふん多いのであります。私は特に事業協同小組合規定について二、三お尋ねしたいと思ひます。事業協同小組合につきましては、先刻初めて法案をいたしたのであります。十分の時間があるけれども、一通り読んでみますと、事業協同組合と事業協同小組合と名前が違つておられますが、目的、組織、事業その他においてほとんど何ら変わるころがない、ただこの規定でたつた一つ變つておるのは税法上特別の措置をするといふこととあります。これだけが變つておるやうに思ひますが、この通りであるか、提案者にお尋ねしたい。

○小笠委員 お答えいたします。事業協同組合と事業協同小組合との相違点につきましては、組合の性格といたし

ましては相違はあまりございません。御説の通りであります。であります。が、中小企業の実態から見ますと、小規模の中小企業者とはおのずから生業に近い中小企業者とはおのずからその経営、その環境等々が違ひまして、一緒にいくのも一つの行き方でありますが、こういう人々を別の組合でまとめ相互の繁栄をはからしめていくというところは一つの政策たるを失わないと私は考えるのであります。戦前におきまして、同じく商工組合でありながら商工組合小組合という制度のあったことも御承知の通りであります。ただ今度の事業協同小組合に対する特典と申しますか、援助と申しますのが、改正案二十三条の二であります。それが、税制上、金融上の特別の措置を政府がすることにいたしてあります。これは将来にわたって、今申し上げましたような小規模事業者に対する一つの政府の援助施策を強化していきたい、こういう趣旨でございます。

○奥村又十郎君 御答弁によりまして、大体において事業協同組合と事業協同小組合との間には、ただ税制上、金融上特別の措置を講じなければならぬ、この規定が一番大きな相違である。そこで税制上特別の措置を講じなければならぬといふことは、一体どういふ意味を表わしているものでありましようか、提案者御存じの通り、特に税法は明確な規定が大切であります。税制上特別の措置を講じなければならぬ、これはまことにばくぜんとしたものであつて、この法律を執行しなければならぬ政府としては、これの取扱ひに非常にお困りにならうと思ふ。特別の措

置を講じなければならぬ、これはどういふ意味を表わしてあるものであります。か。お尋ねしておきます。

○春日委員 御答をいたします。大體零細業者も今税法上は所得税を課せられております。この所得税は経済活動から得た成果といふものが対象になるわけでありまして。しかるところ、零細業者は奥村君御承知の通り、ただ経済活動によつて成果を得ておるのみならず、労働の対価としてその成果を得ておる面が多いのでございます。従いまして、零細業者の所得の中には営業による所得と労働による所得との両方が加味されておると思ふのであります。従いまして労働の所得に対しては、営業の所得に対しては経費が必要であると同じように、労働による所得に対してもそれぞれ経費がこもつておる、含められておると存するのであります。従いまして労働者に対して特別に勤労控除と損金算入の制度があります。同じような考えでもって、零細業者の所得の中で労働対価の所得に見合ふ分に対しては勤労所得の特別経費が考えられるべきである、こういう考え方に立ちまして、後日この実態に即した税法上の措置が講ぜられることをそこにとつておるわけでありまして。御承知の通りでございます。

○奥村又十郎君 ただいまの御答弁によりまして、勤労者に対していわれる給与所得に対しては二〇%の勤労控除がある、それと同様な意味において、大工、左官とかそういういわゆる小組合を組織する者には勤労控除に似た特別の措置を講じたい、こういう意味のようによつて受け取れます。それならばその

ようになぜはつきりと規定なさらないのであります。か。

○小笠委員 ただいま春日委員から御答をいただきました。春日委員から組合員の営業の振興上一つの手であらうと思ひます。小組合の組合員の営業の振興は、そのほか税の上におきましてもいろいろな面があるだろうと思ひますが、そこでそういうような適当な制度を将来において考へていく、われわれは具体的に今こうするんだ、こういうふうな案まで実は固まつておりませんので、そういう方向で研究する目安を示したと平たくお考え願へばけっこうだと思ひます。

○奥村又十郎君 法律、特に税法上の規定でそういうばくぜんとした規定を作つていいものかどうか。政府はこれによつて束縛されるのです。その点も少し明確にしなければいかぬと思ひます。それじゃその点は別として、小組合を作つた者には税法上の特別の措置をする、税法といわずすべて法律は国民にあらねば平等に執行せられなければならぬ。税法の恩典ももちろん国民全部が公平な処置を受けなければならぬ。特に小組合を作る者に対しては税法上の特別の措置を講ずるといふその理由はどこにありますか。

定されるときにおきましては、もとより国会の良識においてそういう措置が講ぜられるものと考えております。

○奥村又十郎君 小組合を作る者、また小組合を作る資格のある者には特別の恩典を与える。もしそういう恩典を与えるとするならば小組合を作る資格がなくしてまた同等の税法上の恩典を与えるべき国民はたくさんある。その不公平をどうするか。そこで特にお尋ねするのは、なぜ小組合を作る組合員のみならず、税法上の恩典を与えようとするのか、その点をお尋ねいたします。

○春日委員 資格と申しましたが、資格と申しましたのはこの法律でうたつております資格条件を申し上げておるのでございまして、たとえば工業においては従業員五名以下、商業ならば二名以下、これを一応小組合に加盟できるものの資格条件といたしておるわけでありまして。従いましてそういうような限りの規模の企業者に対しては、税法上の特別の措置が設けられます場合、これはひとしくそのフェーバーを受けられるものである、こういうふうな理解いたしておるわけでありまして。

○小笠委員 小組合の構成組合員のために適当な税法上の特典といひますか、制度を将来において研究して参りたい。その際には法律をもつて御審議を願ひたいと思ひますが、今特定のものと限定いたしておるわけはございせん。小組合の振興に必要なためにどういふ税制を考へていくかといふことは今後に待ちたいと思つております。

○小山長規君 ただいまの問題に関連してありますが、この法律の意味は政府にそういう法律を出せということ強制しておる法律であります。か。

○小笠委員 強制はいたしてあります。ん。

○小山長規君 それではもう一つ伺ひますが、それは現行税制の面において税法上特別の措置をとるべし、こういうのですか。

○春日委員 現行税法のもとにおきまして施行規則その他行政措置によつて講じ得るものは講じます。現行税法の上において講じ得ないもの、またなお足らないもの、そういうものは今後において新しく立法されることが期待されておるわけでありまして。

○小山長規君 両提案者の意見が違ひようであります。政府に対して義務を課してはいないとの小笠委員は申されるし、あなたは期待されるといわれるのでありますが、要するに政府はこれを出さなければならぬ義務を負ふないのですね。

○春日委員 条文は「講ずるものとす」とあるわけでありまして、これは日本語の通常の解釈で講ずるものとするといふことではあります。

○小山長規君 それではその点は政府はこの法律によって税法を出さなければならぬ拘束は受けないというふうに解釈いたします。

次にもう一つ税の問題で伺いたいのは、火災保険事業について印紙税の免除の規定がありますが、この火災保険の制限は一応五十万円とは限られておるものの、行政官庁の特別の許可があれば三百万円でも五百万円でも保険契約ができることに相なっておるのではありませんか、その場合なおかつ印紙税を免除する。これは他のものとの均衡はどうでありますか。他の証書、手形等との関係はどうでありますか。

○春日委員 これは中小企業政策といまして、こういう特別措置を講ずるの必要ありと認めておるわけでありす。従いまして百五十万円ならいいが、三百万円ならだめだなどと、けちなことは考えていないわけでありす。

○小山長規君 その点は私も承服しかねる点であります。これは他日に譲ります。しこりいたしまして、今度は火災保険の方について二、三要点だけお伺いいたしてみたいと思うのであります。この法律は共済となっておりすけれども、内容を讀んでみますと保険でないかと思われる点が多々あるようでありす。これは一体共済なのでありますか、保険なのでありますか。

○小笠委員 共済でございます。これはあくまでも募集の点におきましても制限を置いておりますし、組合員相互の共済制度として、火災による損失を填補させよう、こういう考え方であります。

○小山長規君 それではお伺いいたしますが、たとえば百五十万円の契約に入つた、ところが一ぺんに火事が起つて、実際の資産は一人々々に分けてみると三十万円くらいしかない。百五十万円の保険をかけておるけれども、三十万円しか分けるものがないというときには三十万円しか払わないのですか。

○春日委員 これはその法案にもうたつております通り、中央会で再保険をいたすわけでありすし、なおかつ別途サブラスのきびしい規定等もありまして、これは保険契約金額、全額を支払い得る態勢においてこの事業が行われ得る、こういう構成に相なっておりすので、御了解をお願いしたいと思います。

○小山長規君 その点も一応譲りまして、第二の点に参ります。最高限度を百五十万円と定めておるが、行政官庁の許可があれば、三百万円でも五百万円でもできるようにしておる。そこは一体どうやって規制をされるのでありますか。行政官庁は何のもののさしのもに百五十万円をこえる部分があるいは許可し、許可しない。そのものさしは何によるのでありますか。

○小笠委員 御承知の通り原則は百五十万円であり、あるいはいろいろな出資金その他の総計の百分の十五以内、いづれか低きによる、こういうことに相なっております。これを超過する場合には、当該組合の準備金、出資金、組合員の構成等を考えまして、給付額を百五十万円以上に広げても危険がないというふうに認定された場合に、これを許可することに相なると考えます。

○小山長規君 法律はその通り書いてあるのです。書いてあるのですが、行政官庁が認定をするときには何かものさしがなければならぬ。これがあつた場合には認可し、ある場合は認可しないという、そのものさしは何によつて求めるのか。たとえば財産が十分にある、その財産を分けてみた場合にはこの程度はできるというものさしがあるのか。それとも行政官庁は任意にこの組合はよからう、この組合は悪からうというふうにきめるのか、そのものさしを聞いておるわけですか。

○小笠委員 お答えいたします。行政処分でありすから、行政処分の場合には通常の場合におきましては一つの基準というものが、当然に想定されておると思ふのであります。従いまして同一条件の場合に、A組合に許可し、B組合に許可しないということはあり得ないと思ふのであります。あくまで客観的な一つの標準を設定して、その標準によつて認可をきめる、こういう方法の動き方をいたしたい。

○小山長規君 その点はそれでは行政官庁の中に一定の基準ができ、組織が今後で上るのだ、こういうふうに了解いたします。

そこでもう一つは、府県の議会が支払い保証をした場合には、その支払い保証の金額を今の保険金額の限度の基準にいたしておるようでありす。従来事例によると、保証しなくても必ずしも支払い能力がないかもしれない地方団体もあり得ると思ひます。そういうふうなものを基準にして、果してこの共済組合は健全に発達していくとお考えになりますか、その点をお聞きいたします。

○小笠委員 地方公共団体の支払い保証につきましては、現在すでにその例を見ておるわけでありす。少くとも当該地方公共団体において支払い保証の議決をしているのであります。従いまして地方議会の議決を尊重していかねばならぬと考えます。そういう意味において議決をして、事故が起つたら払わないというものはあり得ないと思ひます。

○小山長規君 この点は大へん問題であると思ひますが、一応留保いたしておきます。

次に募集制限については、組合員あるいは職員以外にはやつてはいけないう規定になっておりますが、このような府県の単位ででき上るようなものになってきますと、消防団員その他を現に動員してやつておるところもたくさんあります。消防団員はやつていいのであります。それとも消防団員はやつてはいけなうのでありますか。

○小笠委員 御説示の火災共済協同組合員もしくはその職員でない者は募集行為に当れません。従つて全然別個の消防団員という資格によつて扱うことは禁止されております。

○小山長規君 その場合は、監督はどうなりますか。府県知事が監督するのですか、大蔵大臣が監督するのですか。

○小笠委員 本火災共済協同組合及び同連合会の監督は通産及び大蔵大臣になつております。この規定によりまして、政令の定めるところによつて設立の認可その他本法に伴う行為の一部を、当該火災共済協同組合を管轄する都道府県知事に委任することにしたしております。従いましてただいまの

ところ、府県単位の火災共済協同組合の監督は、両大臣の委任によりまして、設立認可及びその他本法に伴います事務を当該府県知事に委任する方針でございます。

○小山長規君 私が伺ひたいのは、消防団員は募集に従事してはいかぬ、こういうふうな規定されておるようでありす。が、実際もしそういう規定を犯した場合が取り締まるのか、こういうことです。

○春日委員 小山先生の御指摘になつております問題は、この法律案の中で考へております共済事業とは違ふのじやないかと考えます。地方で消防団員の協力によつて行なつておる火災共済は、これはたしか生活協同組合法に基いて行われておる共済活動でありまして、これとは全然別個のものであらうと考えるわけでありす。従いましてこの法律に基づくところの募集人というものは、明らかに条文が明記いたしております通り、やはり組合自体、役員並びにその従業員、これに限定されるわけでありまして、今引例になりました募集の事実はいくつか火災共済協同組合によるものではないもの、こういう場合に御理解をお願いしたいと思います。

○小山長規君 かりに将来そういうことが起つた場合には、これは知事が取り締まるのですか、それとも大蔵大臣が取り締まるのですか。

○小笠委員 お答えいたします。全国地区の組合につきましては、通産、大蔵両大臣がそういう問題は取り締まることに相なるのであります。少くとも業務方法書の違反として取り締まるわけでありす。都道府県を区域とする組合

○小山長規君 違反の点については十分に政令等においてお考えを願いたい。

てゐるものとお考へになつたらしいが、
實際この法律を運用すると、そういう
ことが起り得る。従つて私どもは、組
員一人の財産につき百五十万円とさ

○小笠委員　一府県に一個の組合でありますから、お話のように計画がいろいろ出て、先順位その他の問題が起る

に適用する場合においては、輸出取引の特殊性を考慮するとともに、次の諸点に格段の留意をすること。

しました。

この際水田通商産業大臣より発言を求められておりますので、これを許します。水田通商産業大臣。

○水田国務大臣 わが国の中小企業にとりまして画期的な意義を持つておりますこの法案に対して、当委員会における委員各位の終始御熱心かつ慎重な御審議をいただきましたことを、政府として心から感謝いたします。従いまして、ただいま御決議になりました附帯決議の趣旨を十分尊重して、將來運営の万全を期す所存でございます。(拍手)

○福田委員長 お諮りいたします。中小企業団体法案外一件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○福田委員長 御異議なしと認め、さより決定いたします。

本日はこの程度にとどめます。次会は明八日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。
午後五時二十五分散会

〔参照〕

中小企業団体法案(内閣提出)に関する報告書

中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年五月十日印刷

昭和三十一年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局